

令和5年度社会福祉推進事業

社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に
関する調査研究事業 調査結果報告

PwCコンサルティング合同会社

2024/11/06



本ご報告での参考資料

PwCコンサルティング合同会社
令和5年度社会福祉推進事業
社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業

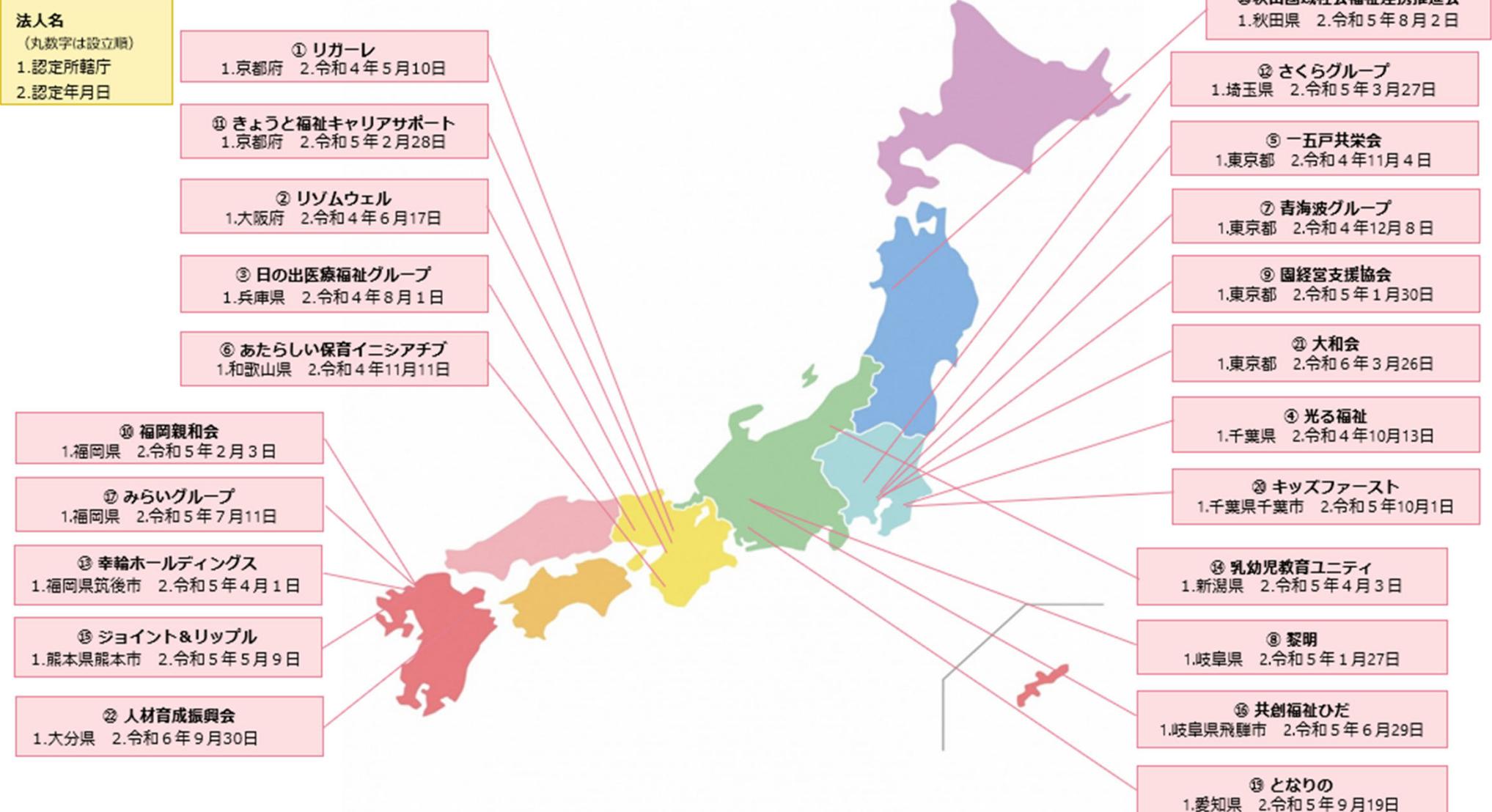
本資料は、以下の調査結果を参考に作成しました。

- ・社会福祉連携推進法人 に対するアンケート調査結果（11法人回答）
- ・社会福祉連携推進法人 に対するヒアリング調査結果（8法人回答）
- ・法人間連携プラットフォーム に対するアンケート調査（44グループ回答）
- ・法人間連携プラットフォーム に対するヒアリング調査（7グループ回答）
- ・社会福祉連携推進法人を認定した実績がある所轄庁 に対するアンケート調査（12自治体回答）

1. 「社会福祉連携推進法人」の設立状況

令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は22法人（※）。

（※）令和6年9月30日認定の法人について、令和6年10月22日に報告があり追加。



2. 社会福祉連携推進法人の設立目的

設立目的を複数回答で尋ねた結果は以下のとおりです。

「人材確保・育成」、「経営基盤の強化・ノウハウの共有」、「物資の共同調達」など様々な視点で設立をしているということができます。

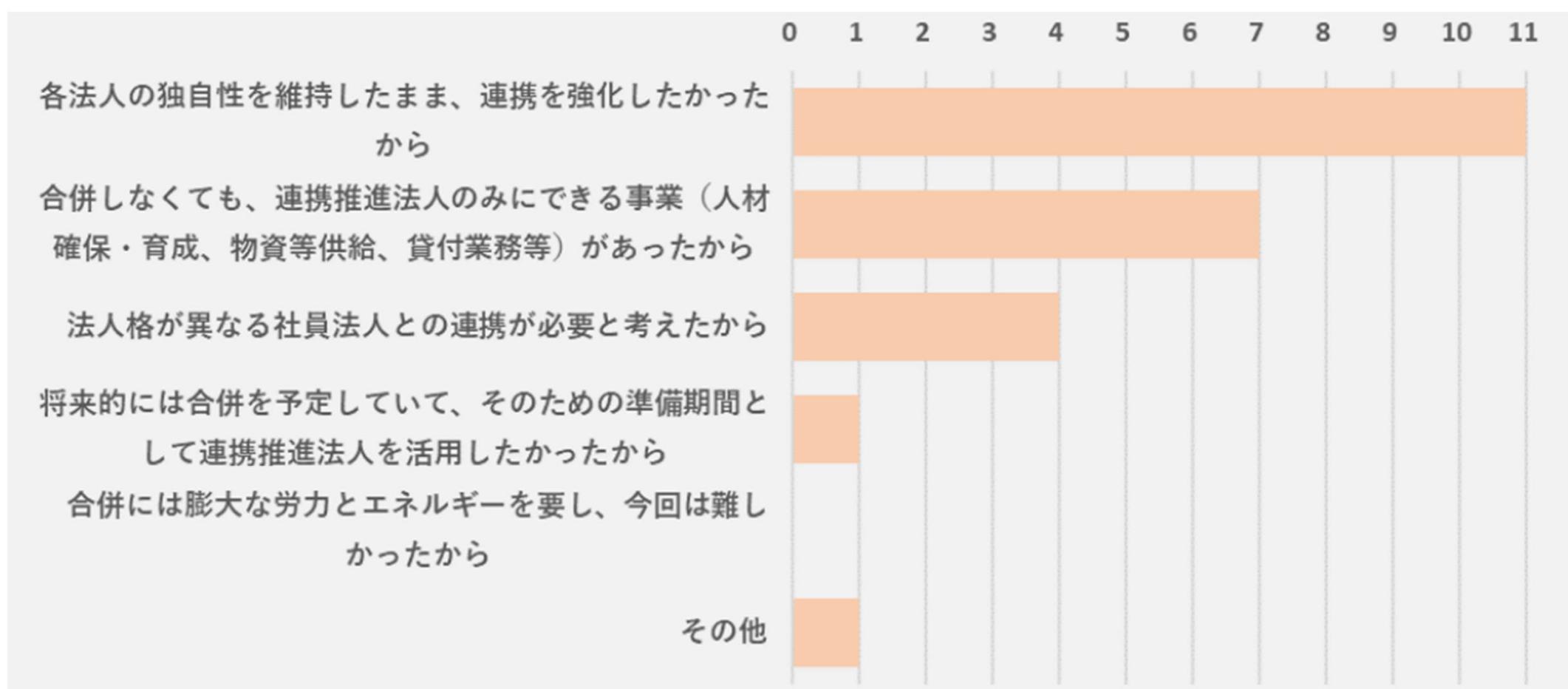
	n	%
人材確保・育成	10	90.9
経営基盤の強化、経営ノウハウの共有	10	90.9
物資の共同調達	9	81.8
地域貢献の強化	8	72.7
災害時対応の強化	7	63.6
地域の社会福祉事業の維持・継続	7	63.6
事務処理の効率化	7	63.6
法人のブランド力	5	45.5
社員法人間のガバナンスの強化	4	36.4
その他	0	0.0
計	11	

※社会福祉連携推進法人に対するアンケート調査結果

2. 社会福祉連携推進法人の設立目的

なぜ「合併」ではないのかについても尋ねました。

✓ 「独自性を維持しての連携」との回答が最も多いです。

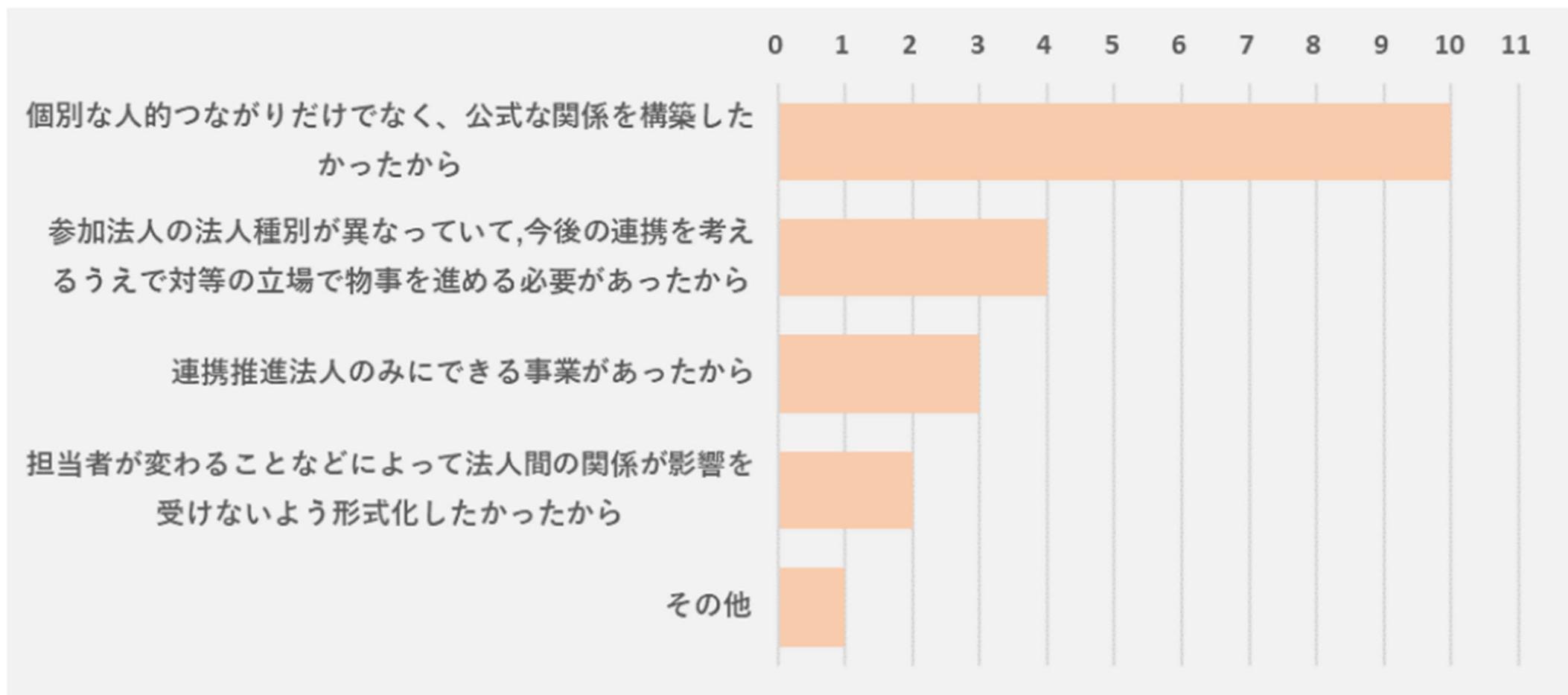


※社会福祉連携推進法人に対するアンケート調査結果 (N=11)

2. 社会福祉連携推進法人の設立目的

なぜ「ゆるやかな連携」ではないのかについても尋ねました。

- ✓ 「個別な人的つながりだけでなく、公式な関係構築をしたかったから」という回答が多いです



※社会福祉連携推進法人に対するアンケート調査結果 (N=11)

3. 認定プロセス

一般社団法人の設立手続き

a.一般社団法人の設立準備

定款の内容や役員体制、役員報酬や会費の在り方、業務内容等について検討する
一般社団法人の設立と同時に社会福祉連携推進法人認定の申請を行う場合は、一般社団法人の設立に係る基準のみならず、社会福祉連携推進認定に係る認定基準を踏まえたものを検討することが必要

b.公証人による定款の認証

原始定款を策定し、公証人による認証を受ける
これにより定款の効力が発生する

c.設立時役員の調査

設立時理事は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手続きが法令又は定款に違反していないことを調査する（一般法人法）

d.法務局への登記

e.設立時社員総会

次の点について、承認、決議を行う
社会福祉連携推進方針、役員報酬規程、会費規程等の承認
社会福祉連携推進評議会の構成員の選任決議
認定があった場合の名称変更の決議

3. 認定プロセス

社会福祉連携推進法人の認定手続き

f.社会福祉連携推進認定の申請



g.社会福祉連携推進認定



h.名称変更登記※

一般社団法人の名称から社会福祉連携推進法人の名称への変更の登記を行う
法務局への名称変更登記の申請に当たっては、社会福祉連携推進認定を受けたことを証
する書面を添付する

i.定款変更を認定所轄庁に提出

認定所轄庁に名称変更したことに伴う定款変更の届け出を提出する

※「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて」（令和4年3月1日法務省民商第75号）により法務省民事局商事課長から法務局民事行政部長、地方法務局長宛て周知済。

3. 認定プロセス

設立期間

- ✓ 制度ができる間もないこともあり、所轄庁も厚生労働省等に確認をしながら進めていることなどから、事前相談の期間も含めると半年から1年程度の期間がかかっていた

※社会福祉連携推進法人に対するヒアリング調査調査結果

設立費用

社会福祉連携推進法人を設立するためには、主に以下のような費用が必要であるようです。連携推進法人によっては、社員法人の法人本部がこれらの人員を確保し、対応している場合もあるようです。

- ✓ 一般社団法人設立のための登記費用
- ✓ 認定書類作成、所轄庁との協議等にかかる費用
- ✓ 準備室等の入件費や諸経費（備品関係、消耗品費など）

※社会福祉連携推進法人に対するヒアリング調査調査結果

3. 認定プロセス

設立時の苦労

各連携推進法人が設立時に苦労したポイントは以下の通りです。

	n	%
社員法人を集めることが難しかった	3	27.3
連携推進法人の理事、監事や連携推進評議会の構成員のなり手を探すのが難しかった	3	27.3
連携推進法人の申請等の事務処理を担う人員確保が難しかった（業務上の余裕がなかった）	3	27.3
他の社員法人と協議がなかなか進まなかつた（資金繰りや役員の確保等）	2	18.2
設立の意義について、社員法人の理事会や評議員会で理解してもらうことが難しかつた	0	0.0
回答数	11	

※社会福祉連携推進法人に対するアンケート調査結果

4. 組織・社員法人

社員法人の構成

社員法人の構成は様々です。以下は実際の例になります。

また、新規に社員法人を増やしたいが増やすのが難しいと考える連携推進法人や、連携推進法人を立ち上げた際の社員法人以上に社員法人を増やす予定がない連携推進法人もあるようです。

- ✓ 複数の地域で、同業種の社会福祉法人等が連携する
- ✓ 同一地域で、異業種の社会福祉法人等が連携する
- ✓ 創業者が同じ法人が連携する

※社会福祉連携推進法人に対するヒアリング調査調査結果

役員体制

連携推進法人の役員体制は、ほぼ法定通りに体制が組まれているところが多いようです。また、役員のなり手がおらず、探すのに苦労したとの声も聴かれました。

理事 6人 監事 2人 評議会構成員 3人

※社会福祉連携推進法人に対するヒアリング調査調査結果

4. 組織・社員法人

連携推進法人本部

連携推進法人の本部体制は、社員法人の法人本部職員が、連携推進法人の法人本部の業務を兼務するといった連携推進法人が多いようです。業務としては、連携推進法人の運営統括、理事会等運営、予算決算などの法人運営の他、連携推進業務の企画運営を担っているようです。

以下は、主な連携推進法人の本部体制事例になります。



本部体制

①社員法人の法人本部職員が連携推進法人本部の業務を兼務

職員体制 : 兼務職員 3名

主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算管理、理事会運営事務



本部体制

②社員法人の法人本部職員が連携推進法人本部の業務を専従で従事

職員体制 : 専従職員 1名 ※社員法人からの出向

主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算会計、理事会運営事務
※具体的な実務面では、社員法人の事務職員の協力も得ている。



本部体制

③連携推進業務の内容を実施するために専従職員を配置

職員体制 : 専従職員 2名

兼任職員 4名 ※社員法人と兼任

主な業務 : 連携推進法人の運営統括、予算決算会計、理事会等運営事務
社員法人の人材育成（専従職員あり）、人材確保・物資等共同購入事務局

5. 運営

運営費用

連携推進法人の運営費は主に年会費と入会金であり、金額は様々です。

連携推進法人業務にて必要となる費用を踏まえて金額設定することが多いようです。

	入会金	年会費
実践事例 1	なし	連携推進法人への委託費用を按分
実践事例 2	20万円	20万円
実践事例 3	100万円	240万円
実践事例 4	10万円	24万円
実践事例 5	100万円	120万円
実践事例 6	5万円	6万円
実践事例 7	10万円	5万円
実践事例 8	なし	20万円

ガバナンス等

連携推進法人の理事会で意思決定されたことが、社員法人の理事会でも確認され、実行に移されることが多いようです。連携推進法人の理事が社員法人の理事長である場合に、このような傾向が強いと言えます。

6. 社会福祉連携推進業務

社会福祉連携推進法人が実施する連携推進業務は以下の通りです。

地域福祉支援業務	地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
災害時支援業務	災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
経営支援業務	社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
貸付業務	資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
人材確保等業務	社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
物資等供給業務	社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

6. 社会福祉連携推進業務

社会福祉連携推進業務の実施状況です。
各法人とも、幅広く様々な業務を行っています。



6 – 1. 地域福祉支援業務

実践

地域福祉支援業務 実践事例 1

社会福祉協議会が行う学習支援にかかる支援事例

連携推進法人の本部がある地域の社会福祉協議会が生活困窮者自立支援事業の「学習支援」を実施できるよう、社員法人による協力を支援した。

地域福祉支援業務 実践事例 2

地域住民を巻き込んだファッションショーの開催支援

地域住民の方がモデルとなってファッションショーを実施した。このプロジェクトでは、社員法人から職員が企画段階から関与して、当日の運営までを実施した。連携推進法人としては、両法人の公益的な取組として実施したこのプロジェクトの調整役を担った。

地域福祉支援業務 実践事例 3

各社員が行う取組のノウハウを共有して実施を検討している事例

各社員の地域課題が異なることから、地域公益的取組の企画・立案、調整のため、地域公益的取組の分類及び見直し、深化したい地域公益的取組の研究、実施項目の可視化を通じて各社員が行う取組のノウハウを共有しており、共同で実施する地域公益的取組を検討している。

6 – 2. 災害時支援業務

実践

災害支援業務 実践事例 1

連携推進法人としてのBCP（事業継続計画）の策定

連携推進法人として、社員法人が一体的に対応できるように、BCP（事業継続計画）の策定を支援した。その一環で、同一地域内の事業所での合同訓練を円滑に実施できるような支援や、災害物資リストの共通化、相互応援体制の構築支援を行った。

災害支援業務 実践事例 3

災害時の支援協定

遠方の社員法人同士が加盟している連携推進法人では、災害時に職員の派遣や物資の支援を行うことなどの協定を結んでおり、連携推進法人が、そのとりまとめの役割を担っている。

災害支援業務 実践事例 2

災害対策合同訓練の実施

社員法人が運営する事業所に、社員法人の職員が集まり、合同での防災訓練を行った。1カ所に集まることで、職員同士の交流も深まり、防災訓練だけに限らず、事業所間の支援の質の向上といった副次的な効果も生んでいる。

災害支援業務 実践事例 4

福祉サービスの継続的な実施のための相互支援体制の構築

災害時支援ニーズの事前把握、被災社員法人に対する人材の応援派遣の調整、被災社員法人に対する応急的な物資提供の調整、利用者の他施設への移送支援の調整、避難訓練の共同実施やノウハウ提供などを実施する予定である。

連携推進法人の認定を受ける前から合同防災訓練を実施しており、災害時の受入訓練なども実施している。

6 – 3. 経営支援業務

実践

経営支援業務 実践事例 1

社員法人への経営コンサルティングの実施

連携推進法人の理事長が所属する社員法人の職員により、他の社員法人の経営改善に関するコンサルテーションを行っている。連携推進法人の理事長が社員法人の理事も兼務しており、より深いところで経営課題を明らかにし、その改善に取り組んでいる。

経営支援業務 実践事例 3

web広報等を含めた広報活動の推進

社員法人からwebサイト・広報物等の制作や、広告運用などを受託し、医療・介護・福祉施設のPR支援並びに利用者獲得を図っている。具体的には、webサイトの作成、更新、保守、名刺作成、パンフレット・チラシ作成、インターネットのSEO対策などを行っている。

経営支援業務 実践事例 2

業務のICT化促進

業務に使用するIT機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く支援し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供することで、社員法人が将来にわたり事業継続可能となるように支援している。

経営支援業務 実践事例 4

社員法人間でスキルの見える化の推進

各社員法人に共通で、資格取得の支援や相談員、事務職員、介護職員をスキルアップさせていくための指導方法などについて、情報共有をしている。育成のためのチェックリストも作成しており、各職員の育成のポイントが各社員法人間で共通で可視化できるようにしている。

6 – 4 . 貸付業務

- 社会福祉法人である社員に対する貸付であること
- 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること
⇒民間金融機関による融資や独立行政法人福祉医療機構等による政策融資の補完的な役割を担うもの

実施された例は今のところない

6 – 5. 人材確保等業務

実践

人材確保等業務 実践事例 1

社員法人の職員が集まって実施する合同研修

社員法人の職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施している。小さい法人だと実施が難しい階層別研修を実施している。具体的には、採用当時の新人研修、採用1年目、2年目それぞれの専門研修、採用5年目以降の職員を対象としたOJT研修も行われている。更には介護福祉士、介護支援専門員などの資格取得支援研修も行っている。

人材確保等事業 実践事例 3

社員法人共通の人事評価システムの導入

現在は人事評価制度の運用を各法人で行っているが、連携推進法人の社員法人間で共通の人事評価システムを導入した。共通のシステムを導入することで、コスト面での効率化がはかるとともに、将来的には人事交流や人材育成にもつながると考えられる。また、将来的な人事評価制度の共通化なども視野に入れ、外部講師を招聘して、社員法人のリーダークラスを対象としたフィードバック研修を実施した。

人材確保等事業 実践事例 2

業務のICT化促進

社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走支援をしている。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを行っている。

人材確保等事業 実践事例 4

採用イベントへの共同出展

連携推進法人として、採用フェアへの共同出展を行っている。採用を進めるためには、一定のブランド力が必要であることから、地方の法人や小規模法人は有効に活用できると考えられる。なお、応募があった際は、求職者の希望勤務地や事業の種類等を踏まえて、個別に社員法人に紹介している。

物資等供給業務 実践事例 1

共同購入のための相見積もりとデータベース化の実施

衛生用品などの調達価格を調査の上、連携推進法人として共同購入した場合の見積もりを徴取し、データベース化して社員法人に対し水平展開し、共同購入に向けた資料を作成している。具体的には、介護機器や衛生用品などの一括調達、ICTを活用したシステムの一括調達、人事・財務などの経営システム改善に向けたコンサルティングの一括発注などを今後実施予定である。

6 – 7. その他（社会福祉連携推進業務以外）

- 社会福祉連携推進業務に関連する業務であること
- その他の業務の事業規模が、連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないこと
- その他業務を行うことによって、社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと
 - ⇒社会的信用を傷つけなければ、「その他業務」の内容に特段の制約はない
 - ⇒投機的なものは不可
 - ⇒当該業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当

その他業務 実践事例 1 業界関係者を巻き込んだイベントの実施

保育業界の活性化と子どものための政策を議論するためのイベントを都内大学で開催した。多くの人に来場してもらい、保育や子育てのことについて考えるきっかけとなっている。

実践

7. 社会福祉連携推進法人設立のメリット・デメリット

連携推進法人構築のメリット（半数以上がメリットと回答した項目）	回答数
共通で研修等を実施し、職員のスキルアップ、研修効果の向上、受講機械等の拡大、経費の削減、業務量の軽減につながった	9
社員法人の理事長等が直接かをお合わせて、連携や機能分担について話し合う場ができた	8
社員法人の様々な職種間での連携（顔の見える関係）が進み、建設的な提案により業務の効率化につながるようになった	8
連携推進法人となることで、構成法人間での距離感が縮まり、経営的にも率直な話ができるようになった	7
社員法人間のノウハウを活用し、質の高いサービスを提供できるようになった	6
材料等の共同購入などにより経費を削減できた	5

連携推進法人構築のデメリット（半数以上がデメリットと回答した項目）	回答数
社会福祉連携推進法人における社員総会の実施や理事会の開催、社会福祉連携推進評議会などのガバナンスルールが、事業規模に比して負担である	8
連携推進事業を進めるための連携推進法人への財政支援不足	6

※社会福祉連携推進法人に対するアンケート調査調査結果（N=11）

Thank you

pwc.com/jp